

保安規程変更届出書

関原発第 14 号
2020年4月10日

原子力規制委員会 殿
経済産業大臣
梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島3丁目6番 〇号
関西電力株式会社
取締役社長 森本

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	2020年 3月27日

以上

変更内容

保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕について、別添の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表の改正後欄のとおり変更する。

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕新旧比較表

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p data-bbox="461 432 703 467">保 安 規 程</p> <p data-bbox="349 552 815 576">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="394 1050 770 1102">平成20年12月25日 制 定 <u>2019年 9月 5日 97次改正</u></p> <p data-bbox="409 1171 754 1206">関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1361 432 1603 467">保 安 規 程</p> <p data-bbox="1249 552 1715 576">[電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）]</p> <p data-bbox="1294 1050 1671 1102">平成20年12月25日 制 定 <u>2020年 3月 27日 98次改正</u></p> <p data-bbox="1310 1171 1655 1206">関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1944 1075 2096 1128">最終改正日の変更</p>

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
(途中略)	(途中略)	
<p>(関係法令等の遵守のための体制)</p> <p>第 4 条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための関係法令およびこの規程（以下、「関係法令等」という。）を遵守するため、次の各号に定める事項を確実に実施する。</p>	<p>(関係法令等の遵守のための体制)</p> <p>第 4 条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための関係法令およびこの規程（以下、「関係法令等」という。）を遵守するため、次の各号に定める事項を確実に実施する。</p>	<p>変更なし</p>
(途中略)	(途中略)	
<p>(基本的職務)</p> <p>第 6 条 社長は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を一体的に確保し、保安に関する法令およびこの規程を遵守するため、原子力事業本部長を任命するとともに、必要に応じて原子力事業本部長を指導し保安業務の適切な実施を確実にする。</p> <p>2 原子力事業本部長は、電気工作物の工事、維持および運用の保安に関する業務を統括管理する。 なお、統括管理とは、下位機関の長および直属する組織単位の長に対して、方針・目標を明示するとともに当該職位から適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を与えることをいう。</p> <p>3 保安に関する監査を行う経営監査室長は、関係法令等の遵守状況および発電用の電気工作物に関する保安の実施状況について評価を行い原子力事業本部長に必要な指導・助言を行う。</p> <p>4 電気工作物の工事、維持および運用に関わる原子力事業本部および各原子力発電所の管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保することについて、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の責任を果たすため、保安に関する法令およびこの規程を熟知し遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行うものとする。 (1) 一般公衆および関係者の安全を確保すること。 (2) 設備事故の未然防止を図ること。 (3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従うこと。 また、管理職は、職務の遂行に際して、保安上必要な場合は、主任技術者に指導・助言を求めるものとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事、維持および運用に関わる原子力事業本部および各原子力発電所の一般社員は、保安に関する法令およびこの規程を遵守することを基本として、職務を遂行するものとする。 また、一般社員は、職務の遂行に際して、保安に関する法令等の適用に関する疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるものとする。</p> <p>(途中略)</p>	<p>(基本的職務)</p> <p>第 6 条 社長は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を一体的に確保し、関係法令等を遵守するため、原子力事業本部長を任命するとともに、必要に応じて原子力事業本部長を指導し保安業務の適切な実施を確実にする。</p> <p>2 原子力事業本部長は、電気工作物の工事、維持および運用の保安に関する業務を統括管理する。 なお、統括管理とは、下位機関の長および直属する組織単位の長に対して、方針・目標を明示するとともに当該職位から適宜報告を求め、総合的・重点的な指示を中心とした諸指示を与えることをいう。</p> <p>3 保安に関する監査を行う経営監査室長は、関係法令等の遵守状況および発電用の電気工作物に関する保安の実施状況について評価を行い原子力事業本部長に必要な指導・助言を行う。</p> <p>4 電気工作物の工事、維持および運用に関わる原子力事業本部および各原子力発電所の管理職位にある者（以下「管理職」という。）は、それぞれの職能に応じ、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保することについて、基本的に責任を有する。</p> <p>5 管理職は、前項の責任を果たすため、関係法令等を熟知し遵守することを基本として、関係箇所と十分な連絡協調を図りながら次の各号の職務を遂行するとともに、所管する一般社員の職務の遂行に関して、適切な指示・管理を行うものとする。 (1) 一般公衆および関係者の安全を確保すること。 (2) 設備事故の未然防止を図ること。 (3) 主任技術者が行う、保安上必要な指示に従うこと。 また、管理職は、職務の遂行に際して、保安上必要な場合は、主任技術者に指導・助言を求めるものとし、受けた指導・助言については、それぞれの職能に応じてその意見を尊重し、具体的な措置等の実施に努めるものとする。</p> <p>6 電気工作物の工事、維持および運用に関わる原子力事業本部および各原子力発電所の一般社員は、関係法令等を遵守することを基本として、職務を遂行するものとする。 また、一般社員は、職務の遂行に際して、保安に関する法令等の適用に関する疑義が生じた場合は、管理職に指導・助言を求めるものとする。</p> <p>(途中略)</p>	<p>保安規程 [電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）] 変更に伴う記載の適正化（第4条で定義している文言に変更）</p> <p>保安規程 [電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）] 変更に伴う記載の適正化（第4条で定義している文言に変更）</p> <p>保安規程 [電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）] 変更に伴う記載の適正化（第4条で定義している文言に変更）</p>

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第 8 条 主任技術者は、<u>法令およびこの規程</u>を遵守して電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため、常に安全・保安を優先し、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。</p> <p>なお、職務の遂行に当たっては、必要に応じて上位職位または上位機関に対して意見具申を行う。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて関係責任者に対して指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」(以下、「原子炉等規制法」という)第 43 条の 3 の <u>13</u> に定める<u>溶接</u>事業者検査および原子炉等規制法第 43 条の 3 の 16 に定める定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、<u>施設定期検査</u>には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(途中略)</p>	<p>(主任技術者の職務等)</p> <p>第 8 条 主任技術者は、<u>関係法令等</u>を遵守して電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため、常に安全・保安を優先し、次の各号に定める職務を責任をもって遂行する。</p> <p>なお、職務の遂行に当たっては、必要に応じて上位職位または上位機関に対して意見具申を行う。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて関係責任者に対して指示、指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) 「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」(以下、「原子炉等規制法」という)第 43 条の 3 の <u>11</u> に定める<u>使用前</u>事業者検査および原子炉等規制法第 43 条の 3 の 16 に定める定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。</p> <p>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</p> <p>(途中略)</p>	<p>保安規程 [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)] 変更に伴う記載の適正化(第 4 条で定義している文言に変更)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律他の改正に伴う変更(溶接事業者検査及び施設定期検査の削除、使用前事業者検査の追加)</p>
<p>(主任技術者の解任)</p> <p>第 1 1 条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任する</p> <p>(1) <u>法令およびこの規程</u>に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき</p> <p>(2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由によりその職務を行うのに不適当と認められるとき</p> <p>(途中略)</p>	<p>(主任技術者の解任)</p> <p>第 1 1 条 主任技術者が、異動、退職等の事由によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任する</p> <p>(1) <u>関係法令等</u>に定めるところに違反し、保安の確保上不適当と認められるとき</p> <p>(2) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由によりその職務を行うのに不適当と認められるとき</p> <p>(途中略)</p>	<p>保安規程 [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)] 変更に伴う記載の適正化(第 4 条で定義している文言に変更)</p>
<p>(申請または届出に関する確認)</p> <p>第 1 3 条 電気工作物の設置、改造については、電気事業法に基づく工事計画の申請または届出を必要とする工事に該当するか否かを確認し、申請または届出を行う必要がある場合には電気事業法の規定に基づいて<u>申請または届出を行う手続きがとられたかどうか</u>を確認する手続きを定め<u>て</u>実施する。</p>	<p>(申請または届出に関する確認)</p> <p>第 1 3 条 電気工作物の設置、改造については、<u>は</u>、電気事業法に基づく工事計画の申請または届出を必要とする工事に該当するか否かを確認する。申請または届出を行う必要がある場合には電気事業法の規定に基づき<u>適切に実施されたか否か</u>を確認する手続きを定め<u>たう</u><u>て</u>実施する。</p>	<p>保安規程 [電気事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く)] 変更に伴う記載の適正化(表現の修正)</p>
<p>第 5 章 発電用の電気工作物の工事、維持および運用</p>	<p>第 5 章 発電用の電気工作物の工事、維持および運用</p>	
<p>(文書管理)</p> <p>第 1 4 条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安に必要な文書については、作成、変更、承認および保存の手順を定めて管理する。</p> <p>なお、保安に必要な文書とは、この規程に基づき業務の基本的な手順を定めるものとして別表第 4 に示したものとおよびそれに基づき別に定める細部事項を定めたものをいう。</p>	<p>(文書管理)</p> <p>第 1 4 条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安に必要な文書については、作成、変更、承認および保存の手順を定めて管理する。</p> <p>なお、保安に必要な文書とは、この規程に基づき業務の基本的な手順を定めるものとして別表第 4 に示したものとおよびそれに基づき別に定める細部事項を定めたものをいう。</p>	

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>(保安の計画・実施・評価・改善)</p> <p>第15条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安については、保安に関する方針・目標を達成するため第5条に示す体制のもと、計画を策定し適切に実施する。 なお、保安の計画とは、保安に関する業務手順をいい、策定に当たっては、関係箇所と十分な連絡調整を図るとともに実施の確実性を十分に考慮する。</p> <p>2 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安および保安に必要な文書については、次の各号により評価および改善を行う。</p> <p>(1) 保安に関する業務手順に従って保安が実施されているか自己評価および内部監査により評価する。</p> <p>(2) 前号の評価において発見された不適合については、重要度に応じて再発防止のための是正処置を行い、また、生じる恐れのある不適合については防止のための予防処置を行う。 なお、不適合とは保安に関する業務手順に従って保安が実施されていないと評価される状態をいう。</p> <p>(3) 社内他部門または社外から得られた情報により、同様の不適合が生じる恐れが発見された場合は、予防処置を行う。</p> <p>3 発見された不適合のうち、公共の安全を著しく損なう事象の発生もしくは発生の恐れがあるもの、またはその他会社が必要と判断したものについては、情報公開する。</p> <p>(外部発注)</p> <p>第16条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関して、外部から物品または役務を調達する場合は、保安の重要度に応じ調達管理手順、調達要求事項、調達製品の検証などの必要な手順を定めて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の工事および維持</p> <p>(工事に関わる保安ならびに検査、巡視および点検)</p> <p>第17条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、電気工作物の工事中における保安のため、工事設計・工事実施に関する業務手順を定め、保安業務を適切に実施する。また、その結果を評価し必要に応じて改善を行う。</p> <p>2 電気工作物の工事中または、工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準」（以下「技術基準」という。）に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定（以下、「保安規定」という）の保守管理計画の定めるところにより、必要に応じて検査、巡視および点検を行い、第24条に基づき、その結果を記録し、適切に管理し、必要な期間保存する。 なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第4.6条第2項に規定する保守管理の実施に関する計画（以下、「保全計画」という）の策定は第18条第1項による。</p>	<p>(保安の計画・実施・評価・改善)</p> <p>第15条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安については、保安に関する方針・目標を達成するため第5条に示す体制のもと、計画を策定し適切に実施する。 なお、保安の計画とは、保安に関する業務手順をいい、策定に当たっては、関係箇所と十分な連絡調整を図るとともに実施の確実性を十分に考慮する。</p> <p>2 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安および保安に必要な文書については、次の各号により評価および改善を行う。</p> <p>(1) 保安に関する業務手順に従って保安が実施されているか自己評価および内部監査により評価する。</p> <p>(2) 前号の評価において発見された不適合については、重要度に応じて再発防止のための是正処置を行い、また、生じる恐れのある不適合については防止のための未然防止処置を行う。 なお、不適合とは保安に関する業務手順に従って保安が実施されていないと評価される状態をいう。</p> <p>(3) 社内他部門または社外から得られた情報により、同様の不適合が生じる恐れが発見された場合は、未然防止処置を行う。</p> <p>3 発見された不適合のうち、公共の安全を著しく損なう事象の発生もしくは発生の恐れがあるもの、またはその他会社が必要と判断したものについては、情報公開する。</p> <p>(外部発注)</p> <p>第16条 発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関して、外部から物品または役務を調達する場合は、保安の重要度に応じ調達管理手順、調達要求事項、調達製品の検証などの必要な手順を定めて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 電気工作物の工事および維持</p> <p>(工事に関わる保安ならびに検査、巡視および点検)</p> <p>第17条 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を実施する原子力事業本部および各原子力発電所は、電気工作物の工事中における保安のため、工事設計・工事実施に関する業務手順を定め、保安業務を適切に実施する。また、その結果を評価し必要に応じて改善を行う。</p> <p>2 電気工作物の工事中または、工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準」（以下「技術基準」という。）に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める保安規定（以下、「保安規定」という）の施設管理計画の定めるところにより、必要に応じて検査、巡視および点検を行い、第24条に基づき、その結果を記録し、適切に管理し、必要な期間保存する。 なお、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第8.1条第1項に規定する施設管理の実施に関する計画（以下、「保全計画」という）の策定は第18条第1項による。</p>	<p>原子炉施設保安規定改正に伴う変更（「予防処置」を「未然防止処置」に変更）</p> <p>原子炉施設保安規定改正に伴う変更（「保守管理」を「施設管理」、条文の変更）</p>

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>(維持に関わる巡視、点検、検査および補修等)</p> <p>第18条 電気工作物を維持するに当たって必要な保安を確保するため、保安規定に定める<u>保守</u>管理計画の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査および補修等を行い、第24条に基づき、その結果を記録し、適切に管理し、必要な期間保存する。</p> <p>(途中略)</p> <p>第7章 電気工作物の運用（運転、操作）</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第20条 電気工作物の運転、操作を行うに当たっては、常時および異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上、次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作に当たっては、機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、<u>もしくは</u>運転、操作を行う者の監督に当たらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作に当たっては、必要に応じあらかじめ手順を定める他操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) <u>変電所等と相互に関連する</u>運転、操作を行う必要がある場合は、<u>給電指令に基づいて</u>これを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(途中略)</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第23条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定に定める<u>保守</u>管理計画の定めるところにより、特別な保全計画を策定するとともに、保全計画へ反映し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>(途中略)</p>	<p>(維持に関わる巡視、点検、検査および補修等)</p> <p>第18条 電気工作物を維持するに当たって必要な保安を確保するため、保安規定に定める<u>施設</u>管理計画の定めるところにより、次の各号に定める巡視、点検、検査および補修等を行い、第24条に基づき、その結果を記録し、適切に管理し、必要な期間保存する。</p> <p>(途中略)</p> <p>第7章 電気工作物の運用（運転、操作）</p> <p>(運転、操作の基本)</p> <p>第20条 電気工作物の運転、操作を行うに当たっては、常時および異常時の供給確保に万全を期することはもとより、保安確保上、次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転、操作に当たっては、機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転、操作を実施させるか、<u>または</u>運転、操作を行う者の監督に当たらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転、操作に当たっては、必要に応じあらかじめ手順を定める他操作の都度安全を確認するなど、適切な方法、手順により確実にを行う。</p> <p>(3) <u>関西電力送配電株式会社の給電所等の指令で</u>運転、操作を行う必要がある場合は、<u>給電申合書に基づき給電指令により</u>これを行う。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(途中略)</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第23条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは、保安規定に定める<u>施設</u>管理計画の定めるところにより、特別な保全計画を策定するとともに、保全計画へ反映し、これに基づき点検、検査および補修等を行う。</p> <p>(途中略)</p>	<p>原子炉施設保安規定改正に伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p> <p>保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）〕変更に伴う記載の適正化（表現の修正）</p> <p>給電所等、他社との操作に関する取り決めについては給電申合書となるため表現を削除</p> <p>原子炉施設保安規定改正に伴う変更（「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行	改正後	備考
<p>別表第2.（第4条）保安活動を部門横断的に推進するための体制</p> <p>(途中略)</p>	<p>別表第2.（第4条）保安活動を部門横断的に推進するための体制</p> <p>(途中略)</p>	<p>備考</p> <p>分社化に伴う送配電カンパニーに関する記載を削除</p>

電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）保安規程 新旧比較表

現行			改正後			備考
別表第4. 関係社内標準等一覧表			別表第4. 関係社内標準等一覧表			
						記載の適正化 保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く）変更に伴う記載の適正化（注意書きの削除）
項目	社内標準等	保安規程関連条文	項目	社内標準等	保安規程関連条文	
1. 共通事項	文書規程	第 13 条	1. 共通事項	文書規程	第 14 条	
	「保安管理部会」の運営を定める通達	第 4 条		「保安管理部会」の運営を定める通達	第 4 条	
2. 原子力関係*	原子力発電の安全に係る品質保証規程	第 4～24 条	2. 原子力関係	原子力発電の安全に係る品質保証規程	第 4～24 条	
3. 非常対策関係	防災業務計画	第 22 条	3. 非常対策関係	防災業務計画	第 22 条	
	非常災害対策規程			非常災害対策規程		
	国民保護業務計画			国民保護業務計画		
	国民保護規程			国民保護規程		
	原子力事業者防災業務計画			原子力事業者防災業務計画		
	原子力防災規程			原子力防災規程		
<p>(注) 第 14 条に規定する発電用の電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のために必要な文書として、この規程に基づき業務の基本的な手順を定めたものとは、表中の*を付した項に含まれる社内標準を指す。 ただし、当該社内標準等の規定のうち、発電用の電気工作物に係る規定に限る。</p>						

添付書類

添付書類 1 変更理由

変更理由

- (1) 分社化（発送電分離）に伴う変更
- (2) 原子力利用における安全対策強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う変更（令和2年4月1日施行）
- (3) 原子力規制における検査制度の見直しに係る原子炉施設保安規定の改正に伴う変更
 - ・美浜発電所においては、2020年2月27日付け関原発第546号にて変更認可申請
 - ・高浜発電所においては、2020年2月27日付け関原発第547号にて変更認可申請
 - ・大飯発電所においては、2020年2月27日付け関原発第548号にて変更認可申請
- (4) 記載の適正化